

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令
根拠法令及び条項		都市公園法第26条第2項
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部みどりと公園課公園係
処   分   基   準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	法第26条第2項の規定による。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）